

保発1001第9号

令和7年10月6日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

令和7年度健康保険被保険者実態調査について（依頼）

健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として、別紙「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査要綱」により標記調査を実施するので、格段の御協力をお願いします。

なお、標記調査は統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定により、総務大臣の承認を受けた一般統計調査（「健康保険・船員保険被保険者実態調査」）として実施するものであることを申し添える。

【組合】令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査要綱

1. 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

- (1) 調査対象は、令和7年10月1日現在の組保管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和7年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。
- (2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者については100分の1、異動した者については50分の1で系統抽出した者とする。

3. 調査の事項及び調査票

調査の事項は、「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（別添1。以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

- (1) 健康保険組合に対し調査票を配布のうえ、健康保険組合で調査票の記入を行う。
- (2) 地方厚生(支)局は、管下の健康保険組合に対し調査が円滑に実施されるよう指導する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

- (1) 健康保険組合は、調査票及び別添2「令和7年度健康保険被保険者実態調査 添付書」を、令和7年11月30日(必着)までに管轄の地方厚生(支)局に提出する。
- (2) 地方厚生(支)局は、(1)について管下の健康保険組合分を取りまとめのうえ、令和7年12月15日までに厚生労働省保険局調査課に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、厚生労働省保険局調査課で行う。

7. 結果の公表

集計後、令和8年11月を目途に「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告」にて公表する。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度 健康保険被保険者実態調査調査票

別添1

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強制			2. 任意			3. 任意継続			4. 特例退職						
事業所	都道府県番号			業態番号			事業所の被保険者数					人				
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女		生 年 月		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和			年		月	被保険者等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時間労働者	1. 該当 2. 非該当	
	資格取得時期	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降						標準報酬月額				千円	標準賞与額			千円
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()						基準収入額適用申請				1. 該当 2. 不該当				
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳														
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者														
被 扶 養 者	性別	生 年 月						続 柄			扶養開始時期			介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()			
8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年		月	1. 配偶者 3. 子 4. その他	2. 直系尊属 4. その他	1. 令和6年9月以前 2. 令和6年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ()				

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
●●●●●	●●●●●	●●●●●
健康保険組合名		本・支部名

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

1. 支部があるが、一括調査をしている本部である。	
2. 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

保発 1 0 0 1 第 9 号

令和 7 年 10 月 6 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

令和 7 年度健康保険・船員保険被保険者実態調査について (依頼)

健康保険制度及び船員保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として、別紙 1 「令和 7 年度健康保険被保険者実態調査 調査要綱」及び別紙 2 「令和 7 年度船員保険被保険者実態調査 調査要綱」により標記調査を実施するので、格段の御協力をお願いします。

なお、標記調査は統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 19 条第 1 項の規定により、総務大臣の承認を受けた一般統計調査 (「健康保険・船員保険被保険者実態調査」) として実施するものであることを申し添える。

【協会】令和 7 度健康保険被保険者実態調査 調査要綱

1 . 調査の目的

この調査は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（以下「協会一般」という。）の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等並びに健康保険法第 3 条第 2 項の被保険者（以下「法第 3 条第 2 項被保険者」という。）の年齢及び被扶養者の年齢、続柄等について調査を行い、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 . 調査の対象及び客体

調査対象については、以下のとおりとし、また、調査客体については全数とする。

（ 1 ）協会一般

令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者並びに令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの間に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（ただし、任意継続の資格取得者を除く。）及び被扶養者。ただし、令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和 7 年 9 月 30 日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

（ 2 ）法第 3 条第 2 項被保険者

令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者。ただし、令和 7 年 10 月 1 日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和 7 年 9 月 30 日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

3 . 調査の事項

調査の事項は、別添 1「健康保険被保険者実態調査 調査項目」（以下「調査項目」という。）及び別添 2 に掲げる事項とする。

4 . 調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウトに基づき、CSV ファイルを作成する。また、異動した者については調査課の指定する統計表（別添 2）を作成する。

5 . CSV ファイル等の提出期限及び提出先

協会は、作成した CSV ファイル及び統計表を磁気媒体に記録し、令和 7 年 11 月 30 日までに調査課に提出する。

6 . 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、調査課で行う。

7．結果の公表

集計後、令和8年11月を目途に「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告」にて公表する。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

【協会一般】

(被保険者の状況)

適用区分	事業所の都道府県番号	事業所の業態番号
事業所の被保険者数	性別	生年月
被保険者等の区分	短時間労働者の該当有 無	資格取得時期
標準報酬月額	標準賞与額	基準収入額適用申請有無
基準収入額適用申請有 無		

(被扶養者の状況)

性別	生年月	続柄
扶養開始時期	介護保険の該当有無	

【法第 3 条第 2 項被保険者】

(被保険者の状況)

適用区分	事業所の都道府県番号	事業所の業態番号
事業所の被保険者数	性別	生年月
被保険者等の区分	資格取得時期	介護保険の該当有無

(被扶養者の状況)

性別	生年月	続柄
扶養開始時期	介護保険の該当有無	

第 1 7 表 被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数

協会（一般）

年齢階級	加入者数	被 保 険 者 数			被 扶 養 者 数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
0～4歳							
5～9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上							
現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

第 1 8 表 被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数

協会（一般）

年齢階級	脱退者数	被 保 険 者 数			被 扶 養 者 数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
0～4歳							
5～9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上							
現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

令和 7 年度船員保険被保険者実態調査 調査要綱

1 . 調査の目的

この調査は、船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している船舶所有者の規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 . 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和 7 年 10 月 1 日現在の船員保険の被保険者（以下「被保険者」という。）並びに令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの間に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（ただし、疾病任意継続の資格取得者を除く）。

(2) 調査客体は、全数とする。

3 . 調査の事項及び統計表

調査の事項は、別添「船員保険被保険者実態調査 調査項目」(以下「調査項目」という。)に掲げる事項とする。

4 . 調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウトに基づき CSV ファイルを作成する。

5 . CSV ファイルの提出期限及び提出先

協会は、作成した CSV ファイルを磁気媒体に記録し、令和 7 年 11 月 30 日までに調査課に提出する。

6 . 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、調査課で行う。

7 . 結果の公表

集計後、令和 8 年 11 月を目処に「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告」にて公表する。

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

適用区分

船舶所有者の都道府県番号

船舶所有者の使用する船員の数

被保険者等の性別

被保険者等の生年月

被保険者等の区分

被保険者等の資格取得時期

被保険者等の標準報酬月額

被保険者等の標準賞与額

被保険者等の介護保険の該当有無

被保険者等の基準収入額適用申請有無

被扶養者の性別

被扶養者の生年月

続柄

被扶養者の扶養開始時期

被扶養者の介護保険該当の有無

保発 1 0 0 1 第 9 号

令和 7 年 10 月 6 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

令和 7 年度健康保険被保険者実態調査について(依頼)

健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として、別紙「令和 7 年度健康保険被保険者実態調査 調査要綱」により標記調査を実施するので、格段の御協力をお願いする。

なお、標記調査は統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 19 条第 1 項の規定により、総務大臣の承認を受けた一般統計調査(「健康保険・船員保険被保険者実態調査」として実施するものであることを申し添える。

【組合】令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査要綱

1. 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

- (1) 調査対象は、令和7年10月1日現在の組保管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）並びに令和7年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。
- (2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者については100分の1、異動した者については50分の1で系統抽出した者とする。

3. 調査の事項及び調査票

調査の事項は、「令和7年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（別添1。以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

4. 調査の方法

- (1) 健康保険組合に対し調査票を配布のうえ、健康保険組合で調査票の記入を行う。
- (2) 地方厚生(支)局は、管下の健康保険組合に対し調査が円滑に実施されるよう指導する。

5. 調査票等の提出期限及び提出先

- (1) 健康保険組合は、調査票及び別添2「令和7年度健康保険被保険者実態調査 添付書」を、令和7年11月30日(必着)までに管轄の地方厚生(支)局に提出する。
- (2) 地方厚生(支)局は、(1)について管下の健康保険組合分を取りまとめのうえ、令和7年12月15日までに厚生労働省保険局調査課に提出する。

6. 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、厚生労働省保険局調査課で行う。

7. 結果の公表

集計後、令和8年11月を目途に「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告」にて公表する。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報
の秘密の保護に万全を期します。

別紙 3

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強 制		2. 任 意		3. 任意継続		4. 特例退職					
事業所	都道府 県番号		業態番号		事業所の 被保険者数				人			
被 保 険 者	性 別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月	被保険者 等の区分	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	短時 間労 働者	1. 該当 2. 非該当
	資格取 得時期	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降				標準報 酬月額			千円	標準 賞与額		千円
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()				基準収入額適用申請			1. 該当 2. 不該当			
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳										
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者										
被 扶 養 者	性 別	生 年 月				続 柄		扶養開始時期		介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和 6 年 9 月以前 2. 令和 6 年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()		

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を。で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和 7 年度 健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
健康保険組合名		本・支部名

被保険者			
被保険者総数		調査票枚数	
加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

1 . 支部があるが、一括調査をしている本部である。	
2 . 支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。